

20 16

府政國帝本日太



文書課長

厚生
生
次
官

事務官

殿

航空

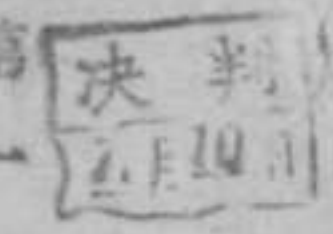
長官



大官

有添付

皇民第一一二號



昭和十六年六月二十五日

主任



朝日新聞社ノ日滿通信連絡飛行ニ關スル件
朝日新聞社々長村山長學ニ對シ右件別紙要領ニ依リ實施方左記條件
ヲ附シ許可相成リタルニ付御了知ノ上可然御取計相成度

記

裏面白紙

134

大日本帝國政府

- 一、航空路ハ新義州―奉天―大連ヲ連ヌル線ニ依ルヘシ
但シ本溪湖、撫順及鞍山停車場ヲ中心トスル半徑六軒以内ノ地
域上空ノ飛行ヲ禁止ス
- 二、發着日時ニ付テハ豫メ奉天航空所長宛ニ届出ツヘシ
- 三、税關検査ハ往復共奉天北飛行場ニ於テ之ヲ受クヘシ之カ爲其ノ
發着日時ニ付テハ豫メ奉天税關長ニ届出ツヘシ
- 四、其ノ他ノ事項ニ對テハ一般法規ヲ遵守スヘシ

裏面白紙

大日本帝國政府

朝日新聞社日滿通信連絡飛行實施要領

一、目

二、期

三、航

路

新聞寫眞原稿空輸ノ爲
昭和十六年六月二十五日より向フ六ヶ月間
東京―大阪―福岡―蔚山―京城
奉天―大連
大連―天津
(復航ハ往航ノ反對トス)

四、使
用
機

(1) セヴァスキー式 (汐風)

B A A N

(海風)

B A A Q

(2) 三菱式 鷲型 (鷲)

B A A E

(3) 三菱式 雁型 (朝風)

B A A L

(4) 三菱式 雁二型 (天風)

B A A O

(5) 三菱式 MC二〇型 (朝雲)

B A A P

裏面白紙

大日本帝國政府

五乘

(ハ) 川崎式九八C型（如月）

B
A
A
R

裏面白紙

一等飛行機操縦士	一等飛行機操縦士	二等飛行機操縦士	同	同	同	同	同	同
飯沼正明	長友重光	川崎一	中島忠英	小俣壽雄	池田和夫	塚越賢爾	島崎清	新野百三郎

大日本帝國政府

同	同	無	同	同	同	同	航	同	同	同	同
		線					空				
		通					機				
		信					々				
		士					關				
							士				

山	川	田	早	川	木	富	仙	土	中	近	永	堀
本	島	丸	川	島	澤	野	屋	島	藤	田	江	
金	元	幸	敏	次	幸		利	貞	憲		紀	正
志	彦	三	男	郎	司	進	男	次	三	通	芳	春

裏面白紙

大日本帝國政府



厚生次官 殿

次官

有添付

文書課長



事務官

空民第四〇號

昭和十六年五月二十六日

航空局長 官



朝日新聞社ノ日鮮支通信連絡飛行ニ關スル件
朝日新聞社々長村山長舉ニ對シ右件別紙要領ニ依リ實施方左記條件
ヲ附シ許可相成リタルニ付御了知ノ上可然御取計相成履

記

一 航空路ハ大日本航空株式會社定期航空路ニ依ルコト
ニ支那各地ノ飛行場發着ニ際シテハ其ノ都度予メ所在陸海軍指揮官
ニ届出テ其ノ指示ヲ受クルコト

裏面白紙

大日本帝國政府

三帝國海軍艦船ニ遭遇シタル場合ハ直ニ之ヨリ離隔スル如ク航行シ
支障ナキ限リ高度ヲ五〇〇米以下ニ下ケ飛行ノコト

裏面白紙

大日本帝國政府

朝日新聞社日鮮支通信連絡飛行實施要領

目

期

三航

的

間

路

新聞寫眞原稿空輸ノ爲

昭和十六年五月二十日ヨリ向フ六ヶ月間

(1) 東京―福岡―蔚山―京城―青島―北京―濟南―徐

州―南京

(2) 東京―福岡―上海―南京―安慶―漢口

註 航空路ハ凡テ定期航空路ニ依リ復路ハ往路

ノ反對トス

機
用
機

(1) ヲヴァスキ―式

海汐風

J J
I I
B B
A A
A A
Q N

(2) 三菱式鷗型

鷗

J J
I I
B B
A A
A A
E

(3) 三菱式雁型

朝風

J J
I I
B B
A A
A A
L

(4) 三菱式雁型二型

天風

J J
I I
B B
A A
A A
O

(5) 三菱式MC二〇型

J J
I I
B B
A A
A A
P

裏面白紙

大日本帝國政府

五乘

員

(ハ) 川崎式九八C型 如月 J, B A A R

一等飛行機操縦士 二等航空士

新野百三郎

一等飛行機操縦士 一等航空士

飯沼正明

一等飛行機操縦士 二等航空士

川崎

同

國一等公以欽授隨士一等侯空士

長友重光

一茅求以叔招凝士 二茅航宅主

小 俣 壽 雄

同

瓶空機々關士無線通信士

塔越賢爾

同

同

同

同

同

甲 島 憲 三

裏面白紙

大日本帝國政府

同	同	無	同	同	同	同	同	航
		線						空
		運						機
		信						々
		士						關
								士
山	川	田	早	川	木	宮	仙	土
本	島	丸	川	村	島	澤	野	屋
金	元	幸	敏	次	幸		利	貞
志	彦	三	男	郎	司	進	男	次

裏面白紙



大日本帝國政府

次官

空民第一〇四號

決 7. 3

文書課長

厚生 生 次 官

事務官

航空

局長

官

昭和十六年六月三十日

主任

日滿支通信連絡飛行ニ關スル件

讀賣新聞社ニ對シ右件別紙要領ニ依リ實施方左記條件ノ下ニ許可
セラレタルニ付御了知ノ上可然御取計相成度

記

裏面白紙

大日本帝國政府

一日 滿 飛行

(一) 期 間

自昭和十六年七月三十一日
至十一月三十日

(二) 航空路

(イ) 平壤、奉天、法庫、八面城、懷德、新京ヲ連ヌル線

(ロ) 新義州、大連ヲ連ヌル線

(ハ) 新義州、營口、錦州ヲ連ヌル線ニ依ルヘシ

但シ本溪湖及撫順各停車場ヲ中心トスル半徑六浬以內ノ地

域上空ノ飛行ヲ禁止ス

(三) 發着日時ニ關シテハ豫メ奉天、新京、承德各關係航空所長宛
届出ツヘシ

(四) 税關検査ハ往復共奉天又ハ新京及錦州各飛行場ニ於テ之ヲ受
クヘシ

之カ爲其ノ發着日時ヲ豫メ關係税關ニ届出ツヘシ

裏面白紙

大日本帝國政府

三日 支 飛 行

(四) 其ノ他ノ事項ニ關シテハ一般法規ヲ遵守スヘシ
(六) 關東州内ノ飛行ニ關シテハ關東逓信官署逓信局ニ所定ノ手續ヲ實施スヘシ

(一) 航空路ハ大日本航空株式會社定期航空路ニ依ルヘシ

(二) 支那各地ノ飛行場發着ニ際シテハ其ノ都度豫メ所在陸海軍指揮官ニ届出テ其ノ指示ヲ受クヘシ

(三) 帝國海軍艦船ニ遭遇シタル場合ハ直ニ之ヨリ離隔スル如ク航行シ支障ナキ限り高度ヲ五〇〇米以下ニ下ケ飛行スヘシ

裏面白紙

大日本帝國政府

次官



決判
六月四日

有添付

逕民第一三號
文書課長

生 次 官 殿

事務官
昭和十六年七月一日
航空局長官



日滿通信連絡飛行ニ關スル件
大阪毎日東京日日新聞社長奥村信太郎ニ對シ右件別紙要領ニ依リ實
施方左記條件ヲ附シ許可相成リタルニ付御了知ノ上可然御取計相成
度

記

裏面白紙

大日本帝國政府

一、航空路ハ左記ニ依ルヘシ

(イ) 大日本航空株式會社定期航空路ニ依リ東京―大阪―福岡―京城―大連―天津

(ロ) 京城―新義洲―奉天―法庫―八面坡―懷德―新京―哈爾濱―齊齊哈爾―滿洲里ヲ連スル線

但シ本溪湖―撫順各停車場ヲ中心トスル半徑六軒以内及平房停車場ヲ中心トスル半徑十三軒以内ノ地域上空ノ飛行ヲ禁止ス

(ハ) 奉天―大連ヲ連スル線

但シ鞍山停車場ヲ中心トスル半徑六軒以内ノ地域上空ノ飛行ヲ禁止ス

(ニ) 奉天―天津線ヲ連スル線

(ホ) 奉天―北京ヲ連スル線

(ヘ) 京城―青島

裏面白紙

大日本帝國政府

(b) 米子―清津―新京ヲ連ヌル線ニ依ルヘシ

復航ハ往航ノ逆航トス

三 特別軍事地域内（齊々哈爾―滿洲里間）ノ飛行ニ關シテハ關東軍司令官ノ許可ヲ受ケ其ノ指示スル所ニ依ルヘシ

三 往復共奉天飛行場又ハ新京飛行場ニ於テ税關検査ヲ受クヘシ之カ爲奉天又ハ新京税關ニ豫メ發着時間ヲ通報スヘシ

四 本飛行實施ニ際シテハ其ノ都度豫メ關係航空所長宛發着時間ヲ届出ツヘシ

五 其ノ他ノ事項ニ關シテハ滿洲國一般法規ヲ遵守スヘシ

六 洋上ニ於テ帝國海軍艦船ニ遭遇シタル場合ハ直ニ之ヨリ離隔スル如ク行動シツ、支障ナキ限高度ヲ五〇〇米以下ニ下ケ飛行スルコト

裏面白紙

大日本帝國政府

大阪毎日新聞社日滿飛行實施要領

一、目的
二、期間
三、航路

新聞掲載用寫眞原稿輸送ノ爲
自 昭和十六年七月 一日
至 昭和十六年十二月三十一日

(1) 東京―大阪―福岡―京城―大連―天津
(2) 京城―新義州―奉天―新京―哈爾濱―齊齊哈爾
―滿洲里

(3) 奉天―大連

(4) 奉天―天津

(5) 奉天―北京

(6) 京城―青島

(7) 大阪―米子―新京

復航ハ往航ノ反對トス

裏面白紙

大日本帝國政府

四使 用機					五乗 員				
ロツクヒード式アルテア型	バーシバル式ガル型	三菱式雁二型	三菱式双發輸送機型	ビーチクラフト式C一七E型	一等飛行機操縦士	二等飛行機操縦士	同	同	一等飛行機操縦士
					吉	羽	志	野	大
					田	太	鶴	原	牧
B	B	B	B	B	重	文	忠	鶴	準
A	A	A	A	A	雄	夫	夫	藏	四
C	C	C	C	C					郎
H	I	K	C	C					

裏面白紙

大日本帝國政府

同	同	二級無線通信士	一級無線通信士	同	同	同	同	航空機士
	乗者							
加藤	佐木	古泉	福田	窪田	吉川	古屋	下川	八百川
幾太郎	始次	順平	重夫	庸男	正一	光信		長作

裏面白紙

大日本帝國政府



次官

文書課長

昭和十六年七月二日

事務官

主任

航空局長

厚生次官 殿



大阪毎日新聞社日台支及日支通信連絡飛行ニ關スル件
大阪毎日新聞社長長取締役社長奥村信太郎ニ對シ右件別紙要領ニ
依リ實施方左記條件ヲ附シ許可相成リタルニ付御了知ノ上可然御
取計相成度

記

裏面白紙

大日本帝國政府

- 一、航空路ハ大日本航空株式會社定期航空路ニ依ルコト
- 二、佐世保軍港、馬公要港及高雄市境域並ニ其ノ外方二十浬以內ヲ飛行セサルコト
- 三、廣東及海口着陸ニ關シテハ豫メ支那方面艦隊ノ許可ヲ受クルコト
- 四、洋上ニ於テ帝國海軍艦船ニ遭遇シタル場合ハ直ニ之ヨリ離隔スル如ク行動シツ、支障ナキ限り高度ヲ五〇〇米以下ニ下ケ飛行スルコト
- 五、飛行場發着ノ際ハ其ノ都度所在軍指揮官ノ指示ヲ受ケシメラレ度
- 六、台灣本島及領海ニ於ケル高度ハ一五〇〇米以下ニ飛行スルコト

裏面白紙

大日本帝國政府

通信連絡飛行實施要領

一、日台支通信連絡飛行

(一) 目的 新聞掲載用寫眞原稿輸送

(二) 航空實施期間 自 昭和十六年 七月 一日 至 十二月三十一日

(三) 航空路 東京—大阪—福岡—那覇—台北—台中—台南—

高雄—廣東—海口—復航(反對)

(四) 使用機 飛行機 五機

型式 登錄記號

ロツクヒード式アルテア型 BAUC

パーシバル式ガル型 BASC

三菱式 雁 二型 BACR

三菱式双發輸送機型 BACI

ビーテクラフト式C一七E型 BACH

裏面白紙

大日本帝國政府

(四) 乘

員

一等飛行機操縦士	一等飛行機操縦士	二等飛行機操縦士	一等飛行機操縦士	二等飛行機操縦士	一等無線通信士	二等無線通信士	同乗者	加藤幾太郎					
吉田重雄	羽太文夫	志鶴忠夫	野原鶴藏	大牧準四郎	八百川長作	下川一	古屋信一	吉川正一	窪田庸男	福田重夫	古泉順平	佐々木始次	加藤幾太郎

裏面白紙

大日本帝國政府

三日支通信連絡飛行

(一) 目的	新聞掲載用寫眞原稿輸送
(二) 航空實施期間	自 昭和十六年 七月 一日 至 十二月三十一日
(三) 航空路	東京―大阪―福岡―上海―南京―安慶―九江―漢口、北京―天津―青島―上海
(四) 使用機員	何レモ一日台支通信連絡飛行ノモノニ同シ

裏面白紙

大日本帝國政府

空民第二八〇號

昭和十六年九月十一日

厚生次官殿

航空局長官



日台支及日支通信連絡用飛行機追加ノ件

昭和十六年七月一日附空民第一〇九號關聯

大阪毎日、東京日日新聞社ニ對シ日台支及日支通信連絡飛行用トシテ
左記飛行機追加使用方許可セラレタルニ付御了知相成度

記

三菱式双發輸送機

J I B A O Q

裏面白紙